

◎ 仮免許取得年齢の法改正について

2024年5月に公布された道路交通法の一部改正により、2026年4月1日から仮免許の取得年齢が17歳6ヶ月に引き下げられます。

※注意

本免許学科試験は17歳6ヶ月より受験できますが免許取得年齢は満18歳のままです。

| | 2026年4月以前 | 2026年4月以降 |
|---------|-----------|-----------|
| 仮免許取得年齢 | 満18歳 | 17歳6ヶ月 |
| 本免許試験 | 満18歳 | 17歳6ヶ月 |
| 本免許証の交付 | 満18歳 | 満18歳 |

◎法改正の背景

今回の年齢引き下げの背景には、1月から3月生まれの高校生に対する時間的配慮があります。これまでは仮免許の取得年齢が満18歳からであったため早生まれの高校生は卒業までに教習を終えることが難しいケースがありました。

例えば、3月生まれの場合、誕生日が来るまで1段階の試験が受けられず卒業後も教習所へ通うこととなります。進学や就職のために県外へ移動することがあれば転校手続きが必要になる可能性もあります。

今回の法改正により仮免許の取得が早くなることで進学・就職の前に自動車学校を卒業することが可能となります。

◎仮免許での運転練習・本免許の交付・単独運転について

仮免許取得・本免許試験が17歳6ヶ月から可能になりましたが実際の運転免許証の交付は満18歳になってからです。

そのため、満18歳になるまでは単独運転はできません。

では、仮免許とはどのようなものになるのでしょうか？

仮免許証の定義は“運転免許を取得しようとする者が、路上試験を受けるための運転の練習をするとき、及び路上試験を受ける際に必要な免許証”となっている。

そのため、仮免許での運転練習をするには厳格な条件があります。

条件 1

下記に該当する者の同乗指導が必要となること

- ① 練習をする自動車の運転経歴が3年以上の免許所持者
- ② 練習をする自動車の第二種免許所持者
- ③ 教習所の教習指導員

条件 2

車両の前後に「仮免許練習中」の標識を掲示すること

※標識の様式は法律上で決まっているので注意して下さい。

仮免許での練習についての注意点

仮免許での運転中に違反や事故を起こした場合はすべて運転者の責任となります。

上記に挙げた条件も違反对象となります。

特に同乗者違反は仮免許証の取り消しになるような重い違反となり本免許交付時の拒否や保留の処分を受けることとなります。

また、仮免許期間中は買い物のためや送迎のために自由に運転を行うことを想定しているものではありません。仮免許証の定義は“試験を受けるため”となっていてということが重要になります。